

重要事項説明書

1. 施設の概要・目的

○施設の概要

設置主体	社会福祉法人 富士愛育会
名称	富士愛育園
所在地	神奈川県鎌倉市材木座6-8-20
定員	116名

○目的

本保育園は児童福祉法に基づく認可保育所として乳児及び幼児の保育事業を行なうことを目的とする

2. 提供する保育および教育の内容

○運営方針等

創立当初から今日まで、当園はキリスト教（カトリック）の教えに従った保育を行なっています。園のことは「うつくしい心とつよい身体」を持った子どもの育成に努めるとともに、その育成にあたって「かかわり」を大切にしています。

神様とのかかわりでは「お祈り」を、人とのかかわりでは「挨拶、そして親切や我慢ができること」を、自然とのかかわりでは「五感を使って自然の恵みを感じること」を大切にしながら、丁寧な保育を心がけています。

0歳児から1歳児は特に安定した園生活が送れるよう環境整備に配慮しています。

2歳児から5歳児は自立に向け基本的な生活習慣の習得に力を注ぐとともに、集団生活における「かかわり」を大切に、クラスで協力して作り上げる喜びや自己肯定感を持てるようなカリキュラムを行っています。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

○職種及び員数（職種及び員数は、採用状況等により変更される場合がある）

職名	定員上	現員
(1) 園長	< 1人 >	1人
(2) 主任	< 1人 >	1人
副主任		3人
職名	定員上	現員
(3) 保育士	< 13人 >	26人(常勤等 10人 パート 16人)
(4) 事務員	< 1人 >	2人(常勤 1人)
(5) 調理員	< 2人 >	8人(常勤 1人)
(6) 嘱託医	< 2人 >	4人

○職務について

- (1) 園長は理事会の決定事項を執行するとともに本保育園の業務を統括する
- (2) 主任保育士は園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する
- (3) 保育士は保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う
- (4) 事務員は園内諸業務及び会計事務に従事する
- (5) 栄養士は保育士および保護者との連携を密にし、乳幼児に安全な給食を提供することに努め、殊に離乳食・除去食については十分に配慮する
調理員は栄養士の立てた献立に基づき安全面に配慮した給食業務に従事する
- (6) 嘱託医及び歯科嘱託医は乳幼児の健康管理業務を行う

4. 保育・教育の提供を行う日及び時間等

○休日および休園 日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
その他行政が休園と認めた日（災害・疾病等による）

○欠席 感染症（医師の「意見書」を必要とする病気等）は登園停止

○時間

(1) 保育標準時間	延長保育時間
平日 7:00～18:00	18:00～19:00
土曜 8:00～17:00	実施なし
(2) 保育短時間	時間外保育時間
平日 8:30～16:30	7:00～ 8:30
	16:30～18:00
土曜 8:30～16:30	8:00～ 8:30
	16:30～17:00

5. 保育料等

○保育料 鎌倉市長が定めた額とする

○延長保育（18時～19時）

<2歳児以上> 単価250円/回の利用回数分を翌月初めに請求

<0歳児・1歳児> 単価500円/回の利用回数分を翌月初めに請求

○時間外保育とは保育短時間と認定された保護者の場合で次のとおり

①朝（7時～8時30分） ・ ②夕方（16時30分～18時）

単価250円/回の利用回数分を翌月初めに請求（①②とも）

※②は懇談会の場合も必要

○特定延長保育料（19時以降）

閉園後のお迎えに対してその場で1000円/回を請求、翌日領収書を発行する

○一時預かり 実施していない

○給食費等 3・4・5歳児クラスは給食費（月額6000円）を徴収

○特定負担額 体操・造形・英語教室の費用は園が負担します

項目	金額（年額）	内容・理由
体操教室	—	幼児の心身の発達に資するため2歳児から5歳児に専門講師による教室を提供する
造形教室	—	幼児の心身の発達に資するため10月から5歳児に専門講師による教室を提供する
英語教室	—	英語で遊びながら言葉や文化に興味を持ち、小学校の英語教育に抵抗なく入って行くため10月から5歳児に専門講師による英語教育を提供する

○教材（保育備品）費

※園で用意する教材（保育備品）費の一部をご負担いただきます

項目	金額	内容
自由画帳代	300円／冊 (3～5歳児)	保育に使用するため
連絡帳代	200円／冊 (0・1歳児) 50円／冊 (2歳児～)	園児の家庭での状況を把握・保護者との連絡を目的とする
3歳児進級用品	600円	3歳児から使用する ハサミ・12色クレヨン・お道具箱
5歳児：教材費負担額（一泊保育・竹馬・おいもほり・クレヨン代）	—	（園が負担）

6. 利用定員

定員 116名（内訳：0・1歳児で26名 2歳児以上は90名）
現員（令和6年度）0歳児：5名 1歳児：21名 2歳児：23名
3歳児：19名 4歳児：23名 5歳児：25名 計116名

7. 利用の開始及び終了に関する事項等

○入園

児童福祉法第24条の規定により、鎌倉市が保育の実施を決定した乳幼児とする

○退園

次に該当したときは、退園させることができる。

- 1) 児童福祉法第24条による入園理由が解消し、市が保育の実施を解除したとき
- 2) その他、鎌倉市と協議の上退園が適当と認められたとき

8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

小冊子「大切にしていること 保育のきまり」の15ページを参照のこと

園長（防火管理者）は、地震、火事等の非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策を立てる。入所児童及び職員の避難及び消火訓練を毎月1回は行うものとする。特に毎日の保育で地震・津波を意識した避難を念頭に置き、年1回の引取り訓練を行ない、保護者と避難路・避難先を確認し周知する。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

日頃から乳幼児の様子（身体・態度・衣服等の状況）に注意を払い、少しでも異常がある場合は園長に知らせて確認するとともに、必要な措置を講ずることとする

○入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- （2）虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- （3）その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置をとる

10. 要望・相談・苦情の受付

小冊子「大切にしていること 保育のきまり」の17ページを参照のこと

○苦情解決責任者 園長 藤本 俊

○苦情受付担当者 主任 備前 真樹子

○第三者委員 神奈川県保育会の第三者委員

（田辺有二・坂口敏子・新保幸男・宮田文乃・小川晃）

○受付方法 連絡帳・口頭による申し出・ご意見箱等

11. 「大切にしていること 保育のきまり」を精読して内容を理解し、そこに定められた園における集団生活上の決まりを遵守するよう努めること

以上